留学増額

[様式 8-3] 「留学時特別増額貸与奨学金申込書」(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

記入日:	(西暦)	年	月	日
	()	•		

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)の「第一種奨学金」「第二種奨学金」の留学時継続に際し、基本貸与月額に加え、留学時特別増額貸与奨学金の貸与を申し込みます。奨学金の貸与を受けるにあたり、申込書の記入内容、奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本申込書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。機関保証を受ける場合には、保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。 ※本申込書は機構の業務方法書に定める確認書と同等の扱いになります。

1. 本人記入欄 ※選択肢は、該当するものに○を付けてください

TI TO CHOOKING MENDING WELL CHOOKING CHOOKING CHOOKING									
国内在籍学校名			学部(学科)			学籍番号			
利用中の国内貸与奨学生番号 (併用貸与は、「第二種奨学金」を記入)			氏 名(自署)			生年月日			
	######################################	(フリガナ) 氏名				(西暦)	年	月	日
			留学区	内容につ	いて				
留学先学校·研究機関									
留学開始年月日 (プログラム/授業開始月)	(西暦)	年	月	日	留学先国·地域名				
留学終了年月日	(西暦)	年	月	日	留学期間		3か月以	上	
貸与額 10万円・20万円・30万円・40万円・50万円									
利率の算定方法 「第一種奨学金」のみ利用の場合*1		1. 利	率固定方	元式	2. 利率見直U方式				

- *1「第二種奨学金」を利用している場合は、「第二種奨学金」の利率の算定方法、が適用されます。
- *2 保証制度、振込口座番号は、「第二種奨学金」の内容が適用されます。「第一種奨学金」のみ利用の場合は、「第一種奨学金」の内容が適用されます。

2. 添付必要書類

添付した書類に、チェックンを記入

1	留学先大学からの「受入れ許可書」(コピー)※日本語訳を付ける	
2	「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(及び添付書類)	

3. 学校記入欄(該当する数字に〇)

留学の形態	1. 派遣留学·交換留学 2. 認定留学 3. 研	光留学
学籍上の身分	1. 留学 2. 在学 3. その他()
海外留学支援制度 (協定派遣)登録者番号	※該当する場合に記入	

上記の提出を適当と認めます。

(西暦) 20 年 月 日

学校名 大阪大学

関係課長 教育・学生支援部 学生・キャリア支援課長 中川 優

電話番号	担当者名
06-6850-5037	

学校番号					N N	分	
1	0	6	0	0	5	0 6	1

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の 返還状況に関する情報を含む)が学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有 する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において あなたの情報が提供されます。

提出先	郵送の要否	スカラAC入力
異動·補導係	郵送必要	入力不可

「留学時特別増額貸与奨学金」申込書 裏面

- 【個人信用情報の取扱いに関する同意条項】機構における個人信用情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。 · (個人信用情報の利用・登録等)
- 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の
 - 判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。 また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関に よって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収 手続、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない 期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
- 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構 ではできません)。
 - ①機構がD盟する個人信用情報機関:全国銀行個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

②同機関と提携する個人信用情報機関

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め 奨学金に関するご質問にはお答えできません。 (株) 日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp/ (株) シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/

(代位弁済後の情報提供について) 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します

1. 奨学金の貸与に係る事項

【保証】

- (1)奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証(機関保 証)を受けるか、連帯保証人及び保証人を選任い、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生の選択により保証料を保証機関に払い込む方法によることができます。払い込む方法を希望する場合は、この「留 学時特別増額貸与奨学金申込書」兼個人信用情報の取扱いに関する同意書(以下、「申込書兼同意 書」という)を提出する前に機構又は保証機関へ願い出る必要があります。ただし、払い込む方法を 選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することがあります。
 ②機関保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確実に連絡をとること
- ができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人 以外の連絡先として届け出なければなりません。
- ③奨学金申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、 真に止むを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度 への変更を申し出ることができます(上記②の返還方式の変更の場合を除く)。
- 【返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)】
- (2)機関保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたこと を表示した返還誓約書及び保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書を提出しなければ なりません。
- ②人的保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人 と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証 明書(コピー不可)及び収入に関する証明書類、保証人については、印鑑登録証明書(コピー不可)を 添付しなければなりません。
- ③機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って学生としての資格 を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学金がある場合には、その全 額を機構に返納するものとします。
- (3)個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。 なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (4)連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則 として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であっ て、原則として、奨学生の4親等以内(父母を除く)の親族でなければなりません。

【由认資格】

- (5)奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいず れかに該当する者とします。
- ア「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3
- 年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者 イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶 者等又 は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって日本 に在留する者であって、次に掲げる要件の全てに該当する者
 - (ア)12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者 (イ)日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者

 - (ウ)大学等の卒業後、就労して引き続き日本国に在留する意思があると機構の長が認めた者
- ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構の長が 認めたもの

【振込】

- (6)奨学金は、普通銀行(外国銀行を除く)、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれ かに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます(信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀 行では取り扱っていません)
- (7)留学時特別増額貸与奨学金は、入学年月を始期として基本月額の振込先として設けられた奨学生 名義の預貯金口座に振り込まれます。

【利率の算定方法】

- (8)第一種奨学金にあわせて留学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法の選択に関し ては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうち、「留学時特別増額貸与奨学金」申込書に記載し た方法に従って、第二種奨学金において留学時特別増額貸与奨学金を受ける者の利率は、第二種 奨学金における基本月額に係る利率の算定方法に従って、以下のとおり定められます。
- ②「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政 融資資金(以下、「財投」という)の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます(貸 与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券 (以下、「債券」という)を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決 定します)。
- ③「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直し の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと (返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適 用されます(貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を 発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します)。
- (9)留学時特別増額貸与奨学金に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した 利率に基づき機構が定める利率とします。
- (10)留学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更でき ません。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

(1)奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した 返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀 行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はイ

ンターネット専業銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法(リレー口座)で返還す ることになります(一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合、インターネット専業銀行及びその他 一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります)。機構が指定する期限まで にスカラネット・パーソナル又は口座振替(リレーロ座)加入申込書で加入手続きを行うことになりま す。延滞すると、延滞している割賦金(利子を除く)の額に返還期日の翌日から返還した日までの日 数に年(365日あたり)3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。

機関保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していると、機構の代位弁済請求に基づき保証 機関が機構へ保証債務の履行(代位弁済)を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の 遅延損害金が課されます。督促されてもなお延滞していると本人に対し法的手続きを行うこともあ ります。 人的保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していると、連帯保証人や保証人に対す

- る返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的手続きを行うこともあります。 (2)返還方式が定額返還方式の奨学生は、返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方法を選択することになり、選択しなかった場合は月賦返還を選択したものとみ なします。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。
- (3)返還方式が定額返還方式の場合は、20年(月賦返還で240回)以内に返還しなければなりませ ん。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、留学時特別増額貸与奨学金においては、 貸与金額(元本)に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された金額です。
- (4)返還方式が所得連動返還方式の奨学生の返還方法は月賦返還になります。なお、返還方式を定額 返還方式から所得連動返還方式に変更した際に返還方法として月賦返還以外の返還方法を選択し ていた場合、返還方法は月賦返還に変更されます。
- (5)割賦金(元本・利子)の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。 (6)返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができます。
- (7)本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行 までの法的手続きを行うことがあります。なお、手続きにかかった費用は債務者(本人、連帯保証人
- 又は保証人)の負担となります。 (8)本人が債務(貸与を受けた総額、利子、延滞金及び督促手続費用)の返還を延滞し、機構から書面 により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお延滞を解消しない場合は、債務全額について期 限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
 - ※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもか かわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。
- (9)口座振替(リレー口座)による返還が適当でないと機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
- (10)返金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振り替 えます。
- (11)本人、連帯保証人及び保証人から返還期日を過ぎても返還がない場合、または所定の手続きを 怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定
- 電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。 (12)本申込書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁 判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

- (13)奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに
- 機構に届け出なければなりません。 (14)本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があ ったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届け出のあっ た氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到 着したものとします。
- (15)本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願い出により減額 返還(1回当たりの割賦金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分 の返還期間を延長して返還する方法をいう)を適用することがあります。ただし、返還方式で所得連
- 動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。 (16)本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願い出により返還の期限を猶予することがあります。
- (17)本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければな りません。 (18)本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができ
- なくなったときは、願い出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。 (19)本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める 場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供すること があります。

【個人番号の利用】

(20)個人番号とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合 は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利 用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の申込書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この申込 書兼同意書は無効となります。なお、その場合申込書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構 が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の諸規程の定 めによります。